

20

幕藩体制の成立

■徳川氏の関東入国

北条氏の滅亡後、徳川家康は豊臣秀吉から北条氏の旧領に相当する二四〇万石余を与えられ、関東に転封となった。一五九〇年（天正十八）江戸城に入った家康は、江戸の城下町建設にとりかかると同時に、家臣団の知行割と検地を進め領国の整備に努めた。知行割は身分が高く俸禄も多い者を周辺部に配して支城を与え、身分の低い者には江戸から一夜泊まりで行ける範囲に知行地を与えた。また戦争に備えて、蔵入地（直轄地）を江戸付近に集中させたのである。



旗本田沢氏の墓 福生市指定史跡。田沢氏はもとは武田氏の家臣。同氏没落後、徳川氏に仕え、1590年（天正18）家康の関東入国のときに熊川村ほか400石を賜った。4代目正忠（1621年〔元和7〕死去）が真福寺に葬られている（真福寺）。



旗本長塩氏の墓 福生市指定史跡。長塩氏はもとは武田氏の家臣。同氏没落後、徳川氏に仕え、1633年（寛永10）3代目正家るとき、熊川村が知行地のうちに加えられ550石を知行する。正家（1658年〔万治元〕死去）が福生院に葬られた（福生院）。

多摩郡には八王子に当時の農政を担当していた代官頭の久保長安の陣屋がおかれ、府中に高林吉利を配したが、そのほかには身分の高い家臣が配置されることはなく、村々のほとんどが、直轄領と身分の低い家臣の知行地が入りまじる地域となっていた。

■福生村・熊川村の支配の変遷

次頁の表は福生村、熊川村の支配の変遷を示したものである。福生村は慶安年間（一六四八～五一一年）には四人の旗本の知行地と、

村	領主	天正18年(二五九〇)	寛永2年(二六二五)	3年(二六二六)	8年(二六三二)	9年(二六三三)	慶安2年(二六四九)	寛文8年(二六六八)	元禄9年(二六九六)	享保15年(二七三〇)	明治元年(二八六八)	
福生村	橋原氏											(幕領へ)
	中沢氏						庄右衛門正吉 25 石					(幕領へ)
	永井氏						半六吉清 250 石					(幕領へ)
	加藤氏						寺次郎忠正・正次 50 石					(幕領へ)
	幕府直轄領					(幕領へ) 聚右衛門 150 石					
熊川村	田沢氏						設楽権兵衛能真代官所 205 石 同 野銭永 750 文					
	長塩氏						同上 聚右衛門景親代官所 25 石					
	幕府直轄領						久左衛門正義 246 石 4 斗 又左衛門正家 118 石 設楽権兵衛能真代官所 121 石 601 同 野銭永 450 文					

福生・熊川村支配変遷表

- ・実線は知行がほぼ確認される期間、点線は推測される期間を示す。また、表中の石高・氏名は、『武蔵田園簿』による。
- ・『新編武蔵風土記稿』・『武蔵田園簿』・『寛永諸家系図伝』・『寛政重修諸家譜』・『記録御用所本古文書』(国立公文書館蔵)より作成。

二人の代官の支配をうける相給村落となっていた。福生村については支配変遷に不明な点が多いが、一七三四年(享保十九)の「村指出シ明細帳」によれば、この時点までに福生村はすべてが幕府領となっていた。熊川村は近世を通じて、ほぼ旗本田沢氏領、長塩氏領、そして幕府領の三給支配であった。

■検地と村の成立

検地は、田畑を検査して反別(面積)、等級、収穫高を決めることである。家康は知行割と平行して、土地と農民を把握するために領国内の検地を実施した。この検地によって、村の生産高が決められ、村域が確定されていった。そして検地の結果をもとに、年貢や諸役が課せられた。近世の村落は農民の生産の場であるばかりでなく、年貢の上納や法令の伝達など、農村支配の単位でもあったのである。

家康の検地は一五九〇年(天正十八)から伊豆、武蔵、下総で実施された。徳川氏の初期検地は毎年地域ごとに順次行われていた。多摩地域では一五九一年(天正十九)に石川村(八王子市)、大谷村(八王子市)で検地が行われ、大沢村(八王子市)、羽村(羽村市)には一六〇

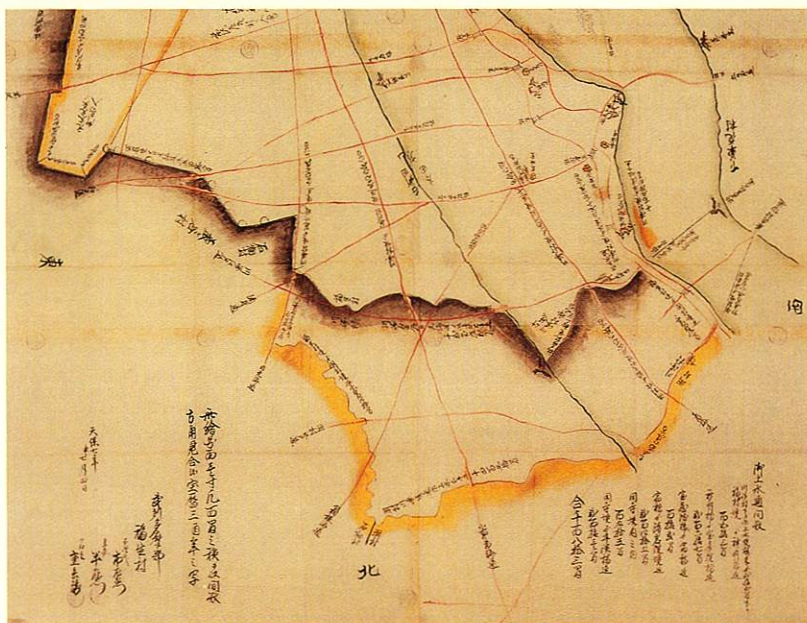


熊川村絵図(熊川村御料御私領入会見分絵図) 1734年(享保19)製作(福生市 石川家所蔵)

（七二年）のことである。一六六八年（寛文八）には武蔵野新田検地が行われているが、この検地は、多摩郡において開発された村々でいっせに行われたものである。福生村と熊川村でも、幕府代官兩宮勘兵衛により新田検地が行われているが、寛文・延宝年間（一六六一〜一八〇年）幕府は直轄領の

二年（慶長七）の検地帳けんちやうが現存している。この時代の検地は多摩川流域の支流周辺の村々や奥多摩の多摩川兩岸の村々、町田市域の小河川沿いの村に集中してみられる。これらの村々は早くから開け、生産力が高く安定した地域として、検地が行われたのであろう。

福生市域では、この時期の検地は確認されておらず、周辺では羽村市内やあきる野市内で慶長年間（一五九六〜一六一四年）の検地がみられるだけである。福生市域で検地の実施が伝えられるのもっとも早い時期のものでも、四代將軍家網のころ、寛文年間（一六六一



福生村絵図 製作年代未詳(福生市 田村家所蔵)。

村々で総検地を実施し、旗本もそれにならって自領の検地を行っている。

農民が検地帳に名請人(土地所有者)として記載されることは、年貢をおさめる義務を負うと同時に、その土地の専有的な耕作権が認められることである。いわば領主の領有権に対する農民的所有権が認められ、一人前の本百姓として認定されることでもあった。また検地によって村域が確定され、生産力を示す村高が付されて、村が確立していったのである。

近世の村は、その多くが中世のまま移行したものである。中世の村落では、農民が耕作する土地が数か村に分散し、村落間で農民たちの土地に対する権利も重層的で、入り組んだ所有形態がみられた。このような複雑な出入作関係をなくし、土地と農民の関係を整理して、共同体を基礎とした村落の編成が行われた。これを全国的に行ったのが太閤検地や近世初期の検地である。これによって中世の複雑な所有関係が一掃され、領主と農民との関係が一元的に編成された。福生村と熊川村は、福生郷から村切り(一村ごとに自立する体制)され、行政の単位として、村が領主・徳川氏(幕府)により設定された。